

社会福祉法人正栄会

デイサービスセンター南の里 あい・あらはり

運 営 規 程

社会福祉法人 正栄会
デイサービスセンター南の里 あい・あらはり 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人正栄会が開設するデイサービスセンター南の里 あい・あらはり（以下「事業所」という。）が行う通所介護および介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員及び介護職員等（生活相談員及び機能訓練指導員を含む）（以下「看護職員及び介護職員等」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所介護および介護予防通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の看護職員及び介護職員等は、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、相談援助等の生活指導、要介護者等が日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 デイサービスセンター南の里 あい・あらはり
- 2 所在地 栃木県宇都宮市下荒針町 3473-97

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 2 看護職員及び介護職員等
 - 生活相談員 2 名 以上
(生活上の相談・援助や他事業所との連絡調整など)
 - 看護職員 2 名 以上
(健康・衛生管理と健康状態の改善や維持など)
 - 介護職員 4 名 以上
(食事、排泄、入浴等の介護サービス提供による自立支援など)
 - 機能訓練指導員 1 名 以上
(運動機能や日常生活活動力の回復のため訓練や計画作成など)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日を除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- 3 サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分

(通所介護の利用定員)

第6条 利用定員は、25名とする。

(通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護および介護予防通所介護の内容は、次のとおりとし、通所介護および介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護および介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。

- 1 機能訓練
- 2 入浴サービス
- 3 食事サービス
- 4 送迎サービス
- 5 介護方法の指導

2 第1項の厚生労働大臣が定める基準のほか、次の各号に掲げる額の支払いを受けることができる。

- 1 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

実施地域を越えて5km未満 500円

実施地域を越えて5km以上10km未満 1,000円

実施地域を越えて10km以上 1,500円

(実測による)

- 2 通所介護および介護予防通所介護に通常要する時間を超える通所介護および介護予防通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス基準額を超える費用

3 食事代・おやつ代 1日につき840円

4 教養娯楽費 実費負担

5 おむつ代 1枚につき150円

6 パット代 1枚につき50円

7 前各号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であり、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、宇都宮市の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 看護職員及び介護職員等は、通所介護を提供中に利用者の病状に急変、その他、緊急事態が生じたときは、速やかに管理者に報告すると共に、関係医療機関及び利用者の家族に連絡する等の措置を講じなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催
- （4）その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（非常災害対策）

第11条 非常災害対策に備えるため、半年ごとに避難、救出その他必要な訓練を行う。

（その他運営についての留意事項）

第12条 事業所は、看護職員及び介護職員等の資格の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 2 継続研修 年2回
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であったものに業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従

業者との雇用契約の内容とする。

- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人正栄会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

この規程は、平成22年 5月1日から施行する。

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

この規程は、平成23年 3月1日から施行する。

この規程は、平成25年 9月1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月1日から施行する。